

改正案	現行
（特別の利益を与えてはならない法人の関係者） 第一条（略） 一（略） 二 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者 三 七（略） （特別な利害関係） 第四条 法第五十条第十号の政令で定める特別な利害関係は、一方の者と他方の者との間において、当該他方の者が次に掲げる者に該当する関係とする。 一 当該一方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該一方の者の使用人 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、当該一方の者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの 四・五（略） （他の同一の団体において相互に密接な関係にある者） 第五条（略） 一（略）	（特別の利益を与えてはならない法人の関係者） 第一条（略） 一（略） 二 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。第六條において「一般社団・財団法人法」という。）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者 三 七（略） （理事と特別の関係がある者） 第四条 法第五十条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該理事の使用人 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの 四・五（略） （他の同一の団体において相互に密接な関係にある者） 第五条（略） 一（略）

二 (略)

イ ホ (略)

へ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第九条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準）
第六条 法第五号第十三号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げる額とし、同条第十三号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる額の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 一般社団法人にあつては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 百億円

二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 百億円

三 (略)

（理事の構成の特例の基準）

第七号 法第五号第十五号ただし書の政令で定める勘定の額は次に掲げる額とし、同号ただし書の政令で定める基準は三千万円とする。

一 一般社団法人にあつては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額

二 (略)

イ ホ (略)

へ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準）
第六号 法第五号第十二号ただし書の政令で定める勘定の額は次の各号に掲げる額とし、同条第十二号ただし書の政令で定める基準は当該各号に掲げる額の額に応じ当該各号に定める額とする。

一 一般社団法人にあつては一般社団・財団法人法第二条第二号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあつては同条第三号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 千億円

二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 千億円

三 (略)

（新設）

二 前号の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額	(他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合) 第八条 法第五号第十八号ただし書の政令で定める場合は、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。
(公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人) 第九条 法第五号第二十号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。	(他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合) 第七条 法第五号第十五号ただし書の政令で定める場合は、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。
一 (略) 二 日本赤十字社 三 前二号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの イ ホ (略)	(公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けることができる法人) 第八条 法第五号第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 (略) 二 (新設) 三 前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの イ ホ (略)